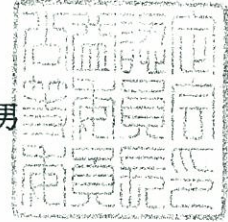


府 益 第 2 3 2 号  
平成 25 年 2 月 1 日

内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会  
委員長 池田 守男



答申書

平成25年1月24日付け府益担第1261号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第100条に規定する認定の基準に適合すると認めるのが相当である。

1. 法人コード：A007317
2. 法人の名称：社団法人日本建築家協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本建築家協会
4. 代表者の氏名：芦原 太郎
5. 主たる事務所の所在場所：東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号
6. 公益目的事業
  - (1) 建築文化の創造・発展及び建築物の質的向上を図り生活環境の向上に資する事業
7. 収益事業等  
該当なし
8. 旧主務官庁の名称：国土交通省